



## 町内巡回バスに 乗ってみました。

問 企画政策課  
☎ 84-0312



あじさいちゃんが目印の巡回バス

町内巡回バス「あじさいちゃん号」がこの4月から2台体制になり、路線が2系統になったというので、実際に乗って調査してきました。

### いざ！乗車

まずは、開成町役場前のバス乗り場へ。バス停の時刻表を見ると、第1系統の南北線が、北行きと南行きの2コース、第2系統の巡回線が、東回りと西回りの2コース運行されています。早速やってきた巡回線に乗ってみました。

開成町のマスコットキャラクターあじさいちゃんが描かれた銀色のワゴン車のドアが開くと運転手さんが「どちらまで？」と気さくに声を掛けてくれます。この日、役場前のバス停から乗車したのは、



ステップがあり乗降も楽々

私たちも入れて全部で6人。ほぼ満席で出発です。

### 路地をすいすい！

最初のバス停は酒田保育園。続いては上延沢自治会館。路地をバスはすいすい走り、お次は円中自治会館。バスに乗って町内を巡ると見慣れたはずの街並みがとても新鮮に感じます。



町内の路地もすいすい走る

### 運転手さんに聞きました

巡回線の折り返し地点である「ぶらっと・かいせい」に着いたところで運転手さんにお話を聞いてみました。「バスを利用するのは、運転免許証を返納した高齢者の方や車を運転しない子育て中

の若いお母さんなどが多くいますね。」とのこと。お出かけする女性グループの皆さんで駅までの運行が満員になったこともあるそうです。町民センターでの催しに参加する方や子育てサークルに行く交通手段として使っている方も多くいます。みなさん結構使いこなしています！

この日の運転手さんは町消防団長でもある桜井正春さん。巡回バスの運転をするようになって1年半。気になるのは、運転中に火災が発生してしまつた時。

実際、これまで2回ほど運転中に火災が発生し、「いざ！出動！」という場面があったそう。乗車中のお客さんに事情を説明し、途中の停留所ま



町消防団長でもある桜井正春さん

### 取材を終えて

自治会館など身近なバス停をつないで走る巡回バス。上手に使えばかなり便利！だと思いました。車窓から開成町のまた違った魅力を発見できそうです。これを機会に他の系統にも乗ってみたいくなりました。

まちづくり情報特派員 石崎 雅美

このコーナーでは、町内の気になるあつ場所・あつ人をまちづくり情報特派員が取材します。気になる情報をお寄せください！

## 「いざいざ」時のための「いざいざ」登録制度

### 災害時要援護者支援登録制度

#### 災害時に助け合つために

過去の大規模な自然災害では、高齢者や障がいをお持ちの方など自力で避難することが困難な「災害時要援護者」が被災するケースが多く見られます。

「災害時要援護者登録制度」は、災害発生時、直ちに安否確認や避難支援などができるよう、支援を必要とする方を事前に把握し、自治会（自主防災会）、民生委員、社会福祉協議会、行政とで情報を共有し、災害時の支援に活用していくものです。

町では、毎年6月を災害時要援護者登録制度の登録強化月間と位置づけています。支援が必要な方は、ぜひ登録をご検討ください。

- 対象者
  - ・介護保険の認定を受けている方
  - ・障害者手帳をお持ちの方
  - ・妊娠中の方

- ・3歳未満の児童
- ・外国籍の方
- ・その他、避難行動に支援が必要な方

- 登録方法
  - ・お住まいの地域の各自治会長、または、担当民生委員に、ご連絡ください。

登録には、本人または家族の同意が必要です。登録された個人情報、災害時の支援のために自治会関係者や民生委員など複数の関係者が共有します。

#### 災害時要援護者拠点施設訓練

大規模災害発生時には、福祉会館を災害時要援護者の拠点施設とし、地域避難所や広域避難所での避難生活が困難な要援護者の受入れを行います。

町では、平成28年度からの新たな取組みとして、防災訓練の際、要援護者、民間福祉事業所、関係機関などが参加し

た実践的な訓練を行いました。今年度もより実践的な訓練を行い、いざという時に皆さんが円滑に避難できるよう取り組んでいきます。



要援護者の移送訓練

### Interview

消防団 民生委員 瀬戸 俊彦さん(金井島)

災害時、支援を必要とする方が取り残されてしまう可能性は高いと思います。遠慮や「申し訳ない」という気持ちで登録されないというお話も聞きますが、「いざ」という時に、地域で助け合い、取り残される方を出さないためにも、ぜひ積極的な登録をお願いします。



## 平成29年8月診療分から70歳以上の皆さんの高額療養費の上限額が変わります

問 保険健康課 ☎ 84-0324

高額療養費制度とは、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療費の自己負担に一定の歯止めを設ける仕組みです。

1か月(同じ月内)の医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超え

た分の金額があとから払い戻される制度です。

### 今回の見直し内容

今回の見直しでは、これまでの枠組みを維持したまま、限度額が引き上げられました。一般区分の限度額(世帯)については、多数回該当を設定しています。

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合)は383万円未満の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 「多数回」とは、過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。



### 平成29年7月診療分まで

適用区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得145万円以上の方	44,400円
一般	課税所得145万円未満の方(※1)	12,000円
住民税非課税	Ⅱ住民税非課税世帯	24,600円
	Ⅰ住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)	8,000円
		15,000円

### 平成29年8月診療分

適用区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得145万円以上の方	57,600円
一般	課税所得145万円未満の方(※1)	14,000円 年間上限14万4,000円
住民税非課税	Ⅱ住民税非課税世帯	24,600円
	Ⅰ住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)	8,000円
		15,000円